

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明度がガバナンスにおいて有効であると考え、金融商品取引法等の関連法令及び証券取引所の定める適時開示規則等の諸規則に基づく事項のみならずステークホルダーにとって有用な情報を、IRを通じて適時、財務状況、経営状況、経営成績、リスク要因、コーポレート・ガバナンスの確保のための諸制度などの経営情報を市場・株主・従業員へ向けて積極的に開示していきたいと考えております。

当社は経営の透明度及びコンプライアンスという観点で常に経営を監視しつつ、株式会社の目的の一つである適正な利潤の追求と株主の皆様に対し長期的な企業価値の増大と還元を実現するため、業務執行における経営判断の「質」と「スピード」を重視したコーポレート・ガバナンスの整備に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
玉井 信光	20,095,500	12.41
藤井 優子	3,776,400	2.33
テンダネス・ファンドT投資事業有限責任組合	2,000,000	1.24
日本証券金融株式会社	1,830,900	1.13
青島 正章	1,708,000	1.05
田村 直丈	1,576,000	0.97
ロバート・ハースト	1,535,000	0.95
SIX SIS LTD.	1,336,000	0.83
高木 陽子	1,211,800	0.75
柴田 敬司	1,200,000	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	9 月
-----	-----

業種	その他金融業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村 喬	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 喬	○	木村喬氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に2001年10月から2007年8月まで所属しておりましたが、木村喬氏は同法人在籍時に当社の監査には関与しておらず、同氏の独立性に問題はありません。	木村喬氏は、公認会計士、税理士の資格を有し、様々な企業の会計監査、内部統制、調査業務、アドバイザリー業務等を経験しており、財務、会計及び内部統制等に関し豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であります。また、2014年12月に社外取締役に就任後、取締役会だけでなく、投融資委員会やリスクマネジメント・コンプライアンス委員会にも出席いただいております。これらことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役としております。 同氏は「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人からは四半期ごとに報告を受けるなど、緊密な連携を保ち、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評への立会いを行うなど、積極的に意見及び情報の交換を行い、重ねて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的な監査に努めております。

また、監査役は会社の業務及び財産の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、内部監査部門の監査毎に報告をうけ、効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川崎 史顯	他の会社の出身者								○					
太田 健一	他の会社の出身者							△						
大山 亨	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎 史顯		――	川崎史顯氏は、損害保険会社において経営者として要職を経験しております。2007年から2015年までは、当社の特別顧問としても、経営や営業に関して適切なアドバイスをいただき、その見識、当社内外の経験、実績などから、当社の取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくのに適任と考え、社外監査役としております。
太田 健一	○	太田健一氏は、2002年9月まで当社のメインバンクである株式会社みずほ銀行に在籍しておりましたが、既に同社を退職してから13年経過しており、同氏の独立性に問題はありません。	太田健一氏は、ベンチャーキャピタルにおいて長年多くの企業成長を支えてきました。この経歴に加え、国立研究法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムにおける財務系評価委員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験、知見を投資銀行事業を営む当社の監

			査に反映していただくために、社外監査役としております。
			同氏は「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
大山 亨	○	——	大山亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その経験や見識、当社の社外監査役としての実績などから、当社の取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくのに適任と考え、社外監査役としております。 同氏は「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役にはストックオプション制度を導入し、業績向上に対するインセンティブを付与することとしております。ストックオプション制度の導入により、単年度の業績のみならず、中・長期的な業績向上に注力することを期待しております。

当該制度による新株予約権での報酬等は、取締役を退任しないと権利行使ができない旨の条件を付し、3,000個を限度として、新株予約権1個当たり(各新株予約権の目的である株式の数は100株)の払込金額を1円として、当社普通株式の交付を受けることができる旨の内容としており、2007年9月期の定時株主総会において「取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件」としてご承認いただいておりますが、当該ストックオプションの割当の実績はありません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な企業価値向上のための有効なインセンティブの一つとして考えており、期待する役割、貢献とのバランスを考慮したうえで、付与しております。

なお、取締役を対象としたストックオプションは、上記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記載のとおり、割当の実績はありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2001年9月25日開催の臨時株主総会に基づく取締役の報酬限度額は、年額500百万円であります。2015年9月期に係る当社の取締役、監査役に対する報酬等の額は以下のとおりです。

取締役(社外取締役を除く。) 124百万円(基本報酬) 対象となる員数4名
監査役(社外監査役を除く。) 9百万円(基本報酬) 対象となる員数1名
社外役員 13百万円(基本報酬) 対象となる員数3名

上記の報酬支給額の他、当社子会社の取締役を兼務している取締役2名(社外取締役を除く)に対し、各子会社が2015年9月期に係る報酬額として総額60百万円を支払っております。

また、2007年12月20日の定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な

内容決定の件について決議しております。これは、株式報酬連動型ストックオプションであり、これに関する報酬等の額は、退職慰労金的性格に鑑み、取締役に対する固定報酬の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものであります。なお、当該ストックオプションの割当の実績はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、原則として基本報酬、ストックオプションで構成しております。

<基本報酬>

取締役全員の報酬限度額は株主総会において決議しており、その上で個々の取締役の報酬については、職責、従業員給与とのバランス、貢献度、会社業績等を勘案し、取締役会にて配分方法を決議の上、詳細は代表取締役社長が決定しております。

<ストックオプション>

ストックオプションについては、取締役の企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること等を目的に、株主総会にて承認を受けたストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額内において、取締役会で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立した立場から経営への監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門、内部統制部門との連携の下、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、社外監査役については、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門、内部統制部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役及び社外監査役の独立した活動を支援しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、取締役6名で構成され、うち1名が社外取締役1名であります。原則として毎月1回開催され、会社の重要事項について意思決定および重要事項の報告がなされ、業務執行に対する監督を行います。監査役も取締役会に毎回出席し、適切な経営判断がなされているかの監視が行われております。また、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を目的に執行役員制度を導入しております。

監査役会は原則として毎月1回開催され、各監査役は常に外部の目から取締役の職務の執行状況を把握し、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役の業務執行の適法性について監査しております。監査役の機能強化への取組みについては、企業経営や監査に深い知識・経験を有する金融機関等の出身者を選任することにより、当社の事業特性を理解した専門的な見地からの監査とするとともに、客観的、中立的な監査をするため、監査役3名全員を社外監査役としております。また、会計監査人や内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、連携することにより実効的な監査体制を整えております。

監査役は、毎月監査役監査を実施し、取締役会において適宜必要な課題を提起するとともに、そのフォローを行っております。また、当社グループ各社の監査役を兼務している場合、当該会社の取締役会・投資運用委員会等をはじめとする重要な会議へ出席しております。このように、当社及び当社グループ会社の業務及び財産の状況調査などを通じて、取締役の職務の執行を監査しております。

当社では透明性の高い経営、機動的な経営を実現するため経営会議を重要な機能として考えております。取締役、執行役員及び関連する部門の責任者や担当者が参加し、業務や経営に関する重要な案件を議論、協議、報告する場と位置づけております。また、当社はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しており、リスク管理、コンプライアンス推進に係わる事項を審議し、取締役会に提言する役割を果たしております。

なお、2015年9月期において、取締役会は23回開催し、監査役会は13回開催しております。また、経営会議は10回開催しております。

さらに当社グループとしては、グループ・ガバナンス態勢を強化し、経営管理を的確に行うために、グループ横断的なリスク管理態勢、コンプライアンス態勢、並びに内部監査態勢を構築すると共に、重要な当社グループ各社に対しては、当社から取締役を派遣し、その業務執行を監督しております。重要な当社グループ各社においては、各社の業態に応じて取締役会の活性化と経営の透明性向上を図ると共に、当該会社の取締役会傘下の任意の委員会として投資運用委員会、リスク管理委員会等を設置しております。

内部監査は、社長直属の内部監査室(専任1名、兼任2名)を設置し、当社及び重要な子会社を対象に業務監査を実施しております。各業務部門に内包されるリスクを明らかにし、リスク軽減のために業務の改善及び法令順守体制の構築支援等を主たる目的として活動しております。監査結果は社長及び監査役、関係先へ示達され、是正措置へ向けたフォローがなされております。また、当社においては、内部監査計画の基本方針や内部監査結果などの重要事項は、取締役会及び監査役会に報告する仕組みを導入しております。

リスク管理体制については、リスク管理方針、リスク管理規程及び災害対策規程を制定・施行しており、リスクの種類に応じて担当する部門がリスク管理を行うとともにそのリスクを全社的に管理する体制を整備しております。また、投融資案件に関しては、投融資先の信用状況、担保・保証等の状況、事業内容及び投資の採算性などの総合的な検討をはじめとして、法令等を遵守し、かつ中立性、透明性を確保した助言及び意見具申を行うことを目的とする投融資委員会を代表取締役社長の諮問機関として設置しており、各案件のリスクをより多面的・重層的に分析し対策を施しております。なお、企業経営及び日常業務に関しては、全社的な法務リスク管理体制の強化のため、弁護士事務所と顧問契約を締結し、様々な参考意見や助言などの指導を適宜受けられる体制を設けております。その他、当社または子会社においてストラクチャードファイナンス案件を組成する際やアセットマネジメント業務を受託する際には、案件ごとにドキュメンテーションのリーガルチェックを行っております。

会計監査に関しては、2015年9月期において新日本有限責任監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しており、当社は正確且つ迅速な経営情報・財務情報の提供することで、適正な監査が実施される環境を整備しております。2015年9月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続関与年数は次の通りです。

新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 一宏

新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 月本 洋一

(鈴木 一宏氏及び月本 洋一氏の継続監査年数は1年となっております。)

上記の他に公認会計士17名、その他18名が補助者として監査業務に携わっております。

なお、新日本有限責任監査法人は、2014年9月期の定時株主総会において、会計監査人に選任され、就任しております。

◇取締役又は監査役と当社との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役1名及び社外監査役3名との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は投資銀行業務やアセットマネジメント業務、プリンシパルインベストメントといった非常に専門性の高い業務を行っているため、業務内容やリスクに詳しい社内取締役によるガバナンス体制が有効と考えておりますが、社外チェックという観点からは、社外監査役3名の取締役会の出席・意見陳述や日常の監査により経営監視機能を確保した上で、独立性を備えた社外取締役1名を選任して、取締役会の監督機能の一層の強化を図っております。このことから経営の監視機能の面で、現在の体制が十分に機能すると考え、現状の体制を採用しております。

また、経営上の重要課題としての全社的なリスクマネジメントならびにコンプライアンス推進に係わる事項を審議するため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を取締役会の諮問機関として設置しており、経営に対する牽制機能の一つとしております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は9月30日であり、毎年12月に株主総会を開催しております。日本では一般的に3月決算の会社が多く、6月末に株主総会が集中いたしますが、当社はそれに該当いたしません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を、2015年12月に開催した第21期定時株主総会より導入しております。
その他	2015年12月22日に開催した第21期定時株主総会においては、招集通知の発送に先駆け、同年11月27日に当社ホームページにおいて招集通知を早期掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は2005年6月、東京証券取引所マザーズ市場に上場して以来、定期的に個人投資家向けの説明会を開催しております。 2015年9月期の決算に関する個人投資家向けの説明会については、IRを担当する当社執行役員が説明者となり、2015年12月に2都市で合計2回開催しております。 参加者は外部運営者の案内等で募り、多くの個人投資家のご参加をいただきました。説明会では決算説明及び今後の事業展開等を個人投資家にご理解が深まるように説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページURL: http://www.fgi.co.jp/ において、IR情報(投資者向け情報)として、IR ニュース(適時開示資料)、財務ハイライト、IRカレンダー、IRライブラリー、株主メモ、電子公告を掲載しております。 また、IR情報ではIRに関するメール配信サービスの登録ができます。事業案内では、当社グループの事業内容並びに投資先企業の紹介等の情報を随時更新しており、事業内容、経営成績及び財政状況の閲覧が可能となっております。 英文のサイトも同様に用意しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名: 事業統括部 IR担当役員: 取締役 上席執行役員 鷲本 晴吾	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	FGIグループコンプライアンス規範やFGIグループ行動規範において、各種ステークホルダーとの関わりについて基本的な行動の規範を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。機動的な経営を実現する一環として、取締役及び関連する部門の責任者や担当者が参加し、随時、経営会議を実施し、経営に関する重要な報告・議論・協議を行っております。

経営の透明性の向上のため、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の適時開示規則に基づく開示及びホームページによるIR情報の開示やニュース・リリースの発信を行っております。今後も投資家向け会社説明会等の活動により積極的かつ公平な情報開示に努めてまいります。また、最近の内部統制に係る整備状況としては、当社及び子会社各社の業容拡大に伴う内部管理態勢の強化を推進し、社内規程や職務権限等の見直しを行うほか、業務プロセス、手順の明確化を通じた法令遵守態勢の見直しを行っております。なお、本報告書提出日現在、当社の「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人(以下総称して「役職員」という。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
フィンテックグローバル株式会社(以下「FGI」という)は、FGI及びその子会社からなる企業集団(以下「FGIグループ」という。)の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の体制を整備する。
(1) FGIグループは「FGIグループ行動規範」及び「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、FGIグループの役職員が研修や日々の職務を通じて公正で透明性のある企業風土の構築に努める。
(2) FGIグループは、FGI及び主要な子会社にコンプライアンス担当部署を設置すると同時に、必要に応じてコンプライアンス上の諸問題を討議する委員会を有し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当該担当部署、委員会または常勤監査役等へ報告する体制を構築する。また、FGI法務・コンプライアンス部が事務局となり、FGIグループ内のコンプライアンスやリスク管理の諸問題を討議するリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款及びFGIグループ内の諸規程(以下「法令・定款等」という。)の遵守状況をモニタリングするとともに、FGIグループのコンプライアンス体制の随時見直しや取組みについて検討を行う。
(3) FGIは、FGIグループの職務実施状況の実態を把握するため、FGI取締役社長(以下「社長」という。)直轄の内部監査室を設置し、FGIグループの職務が法令・定款等に準拠して適正・妥当に行われているか定期的に内部監査を行い、その結果を社長及び取締役会等に報告し、是正等の的確な対応を行う体制を構築する。
(4) FGIグループは、「FGIグループコンプライアンス規範」を定めるとともにFGI及び主な子会社において「内部通報規程」を定め、FGIグループの役職員に周知する。これらの規程に基づく内部通報は、コンプライアンス部門及び監査役、社外弁護士等を通報窓口とし、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性を確保することにより、円滑に通報や相談ができ、当該通報により報告者等に対して解雇その他、いかなる不利益取扱いを行わない仕組みを構築する。
(5) FGIは、FGIグループの役職員に信頼性のある財務報告の重要性の認識を促すとともに、連結ベースでの適正な財務報告を実現するため内部統制システムを構築する。また専門家などの情報を適切に入手した上で、事業の実態を反映するよう、会計方針を選択適用するとともに適切な会計処理を行い、適正な財務報告を実現する。
(6) FGIグループは反社会勢力との取引は行わず、また、反社会勢力との取引を行わないよう未然防止対策に努める。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
FGIは、「情報管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体に応じて検索し閲覧することができる状態で、適切に保存及び管理(廃棄を含む)する。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

- (1) FGIは、「リスク管理規程」を定め、1から4を含むリスクカテゴリー毎に所管部を定めてリスク管理を行う。すなわち当該所管部が各リスクに対する不断の予防体制を構築し、各リスクが顕在化した際には、必要に応じて緊急対策本部を設置し、適切な対応を行う。
 - 1 信用リスク
 - 2 コンプライアンスリスク
 - 3 流動性リスク
 - 4 オペレーショナルリスク
- (2) FGIは、子会社におけるリスク情報の有無の把握に努め、子会社において重要なリスクが認識された場合には、直ちにその内容、損失の可能性の程度及びFGIグループに対する影響等について把握し、緊急対策本部はFGIのリスク管理規程に基づき適切な対応を行う。
- (3) FGIは、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスク管理の組織または体制の整備、リスクに関する規程の策定、改定等のリスク管理に関する事項について検討を行う。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- FGIは、取締役間の連携を促し、その職務の執行が効率的に行われることを確保するため次の体制を整備する。
- (1) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会または書面により取締役会を実施するほか、経営会議等目的に応じた会議体や委員会を通じて取締役間で審議、情報交換を行う。
 - (2) 取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「組織規程」に基づく「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職務の責任者となる取締役及びその職務範囲を定め、当該各取締役がこれを執行するものとする。
 - (3) 取締役が持つ経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入する。

5. FGIグループにおける職務の適正を確保するための体制

- FGIグループは、FGIグループにおける職務の適正を確保するために次の体制を整備する。
- (1) FGIグループは、職務の適正化を確保するために各社の職務運営に関する諸規程を定める。
 - (2) FGIは、子会社の職務の適正を確保するために子会社監視・監督や子会社の職務の執行に係る事項のFGIへの報告に関する規程を定め、FGI担当部署は当該規程に従い、子会社に対する監視・監督を果たし子会社の営業成績・財務状況その他重要な情報について、定期的に当社への報告が行われる体制を整備する。
 - (3) 必要に応じて、子会社の役員にFGIの役員が就任することにより、ガバナンスを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) FGIグループは、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署または子会社は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7. 反社会的勢力との取引の排除・防止のための体制

- (1) FGIは、「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、反社会的勢力との取引の謝絶、未然防止についてFGIグループの役職員全員が高い認識を持った対応が行えるよう努める。
- (2) FGIは反社会的勢力との取引防止のためFGIグループ共通の「反社チェック」制度を設け、FGIグループの役職員に周知・徹底の上、遵守させる。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

FGIIは、監査役から求めがある場合には、速やかに監査役の職務を補助する監査役スタッフを置くこととする。

9. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) FGIIは、監査役スタッフを置く場合には、その独立性を確保するため、当該スタッフの任命、異動等人事権にかかわる事項の決定については事前に常勤監査役の同意を得るものとする。

(2) 監査役スタッフの監査役補助職務に対する指揮命令権は、監査役が有するものとし、取締役からの指揮命令に服さないものとする。

10. 役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

FGIIは、役職員が監査役に報告するため次の体制を整備する。

(1) 役職員はFGIIの職務、業績に影響を与える重要な事項または監査役による指摘事項に関する対応の進捗状況等について監査役に都度報告する。

(2) 監査役はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

FGIIは、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために次の体制を整備する。

(1) 監査役は、社長その他の取締役または会計監査人とそれぞれ定期的にまたは必要に応じて意見交換する。

(2) 監査役は、内部監査担当部門や子会社の取締役または監査役等との情報交換、連携を密にするとともに、必要に応じて、子会社の監査役を兼務する。

(3) 監査役は、取締役会へ出席し、適時かつ的確に職務執行状況を把握するため、経営会議等会議体の議事録、資料等を閲覧できる。

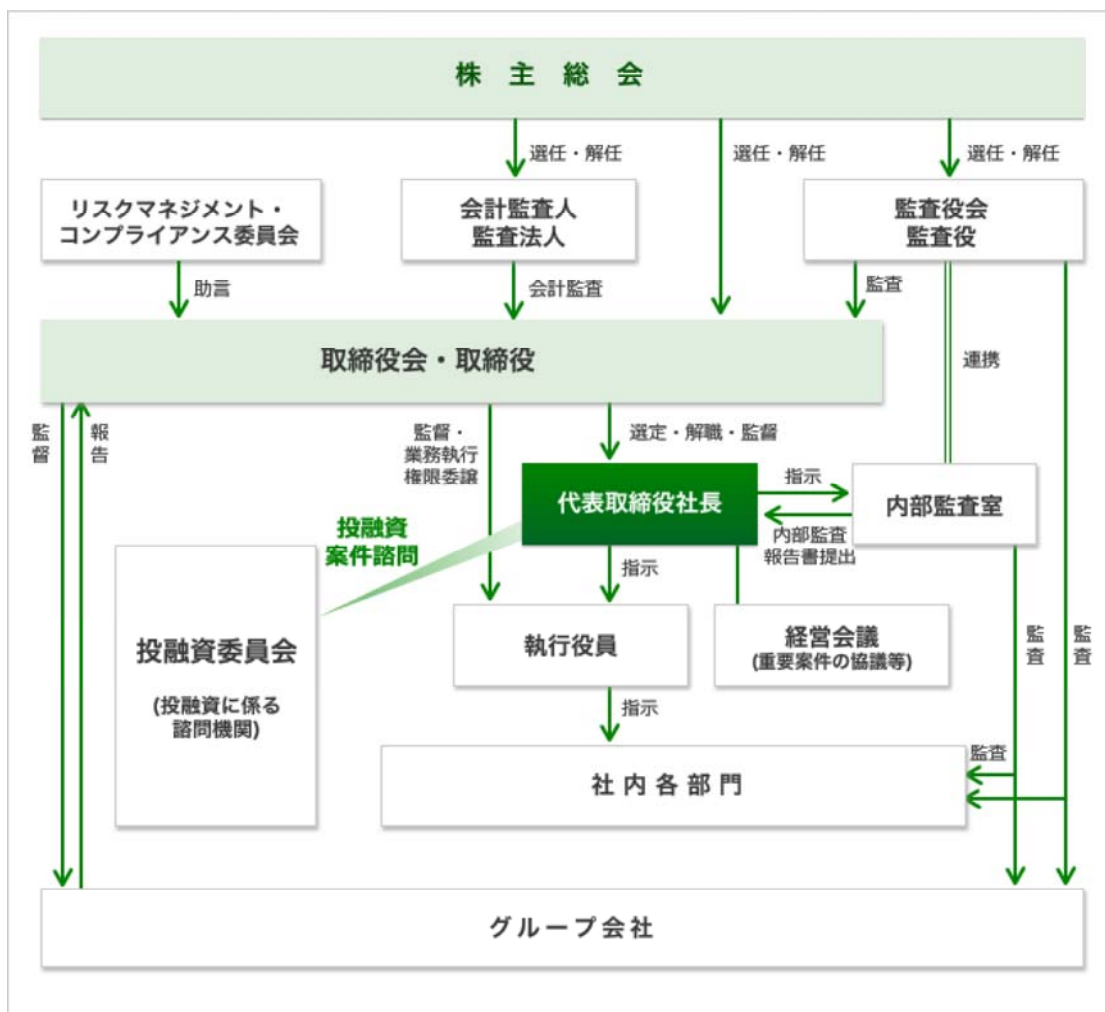
(4) 監査役は、必要に応じて、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係は一切持たないとの基本方針のもと、当社の「FGIグループコンプライアンス規範」で定められた反社会的勢力対応の一貫として反社会的勢力チェック体制を整備し、その運用を徹底、適宜その体制改善を図ることと、反社会的勢力を一切排除する取り組みを実施しております。

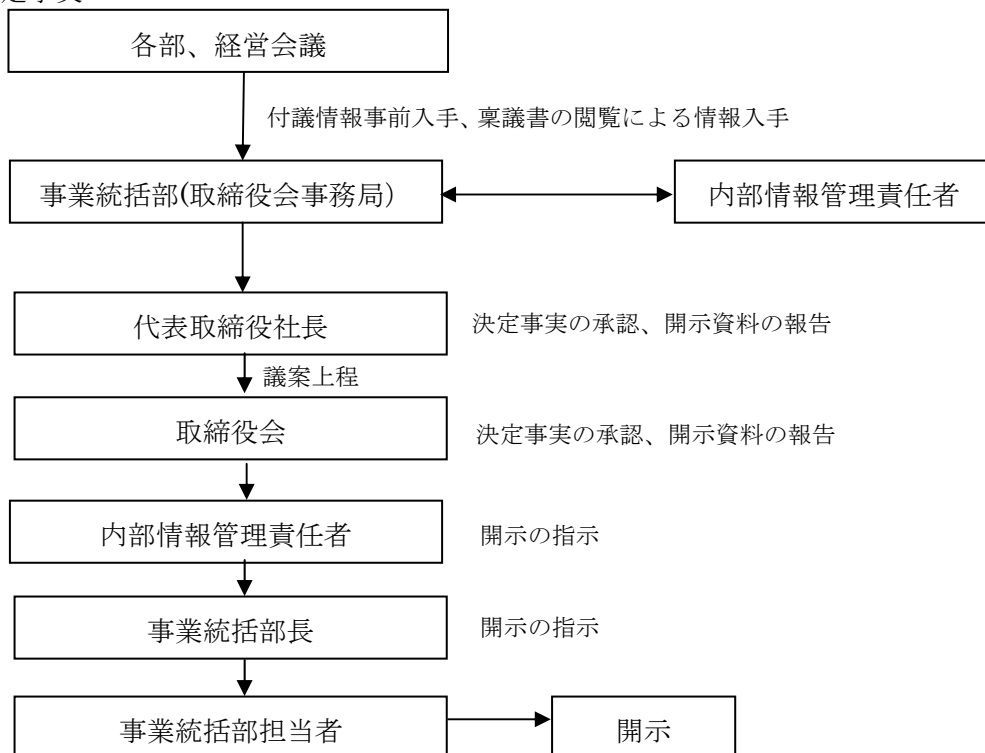
具体的には、当社もしくは当社関係会社が行う取引について、原則として全取引先に対し、取引の事前及び定期的に、取引先及びその経営者等について調査を行うことを基本としております。また調査結果についてはデータベース化を行うことで情報の蓄積を図るとともに、必要に応じて外部専門家と連携するなど、体制の強化を図っております。

また、当社が締結する契約書等には、反社会的勢力であることが判明した場合は解除事由となる条項を設けるなど、様々な措置を講じており、万一そのような勢力からの接触・介入があった場合には、社内外で連携を図りながら毅然とした態度で対処する所存であります。



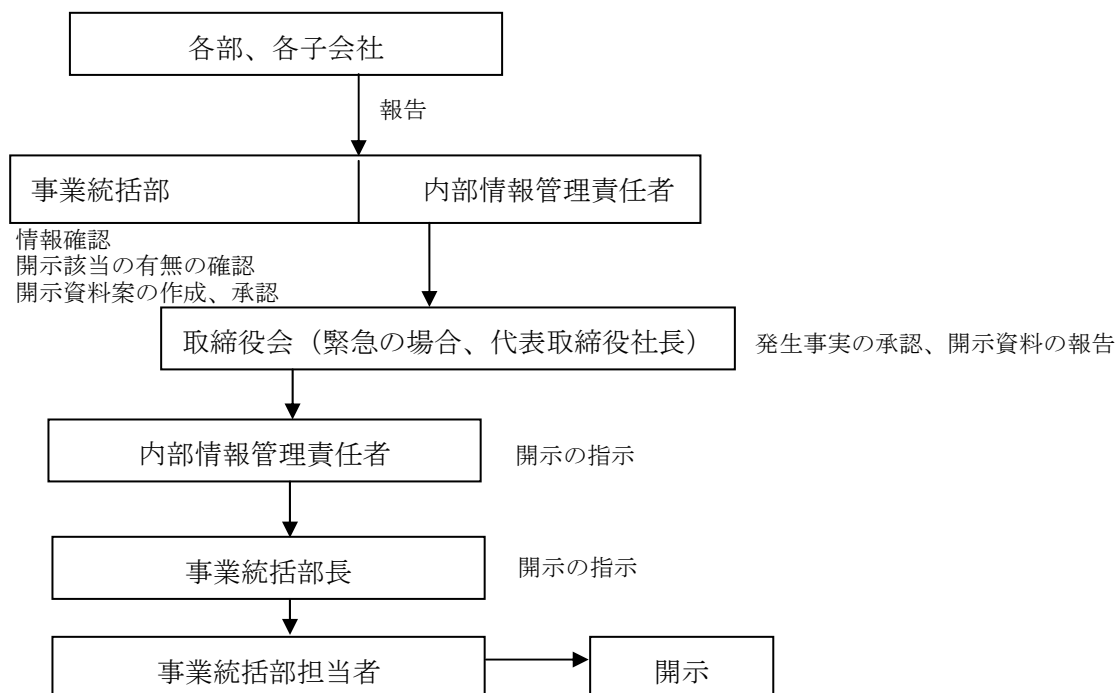
【適時開示体制の概要】

① 決定事実

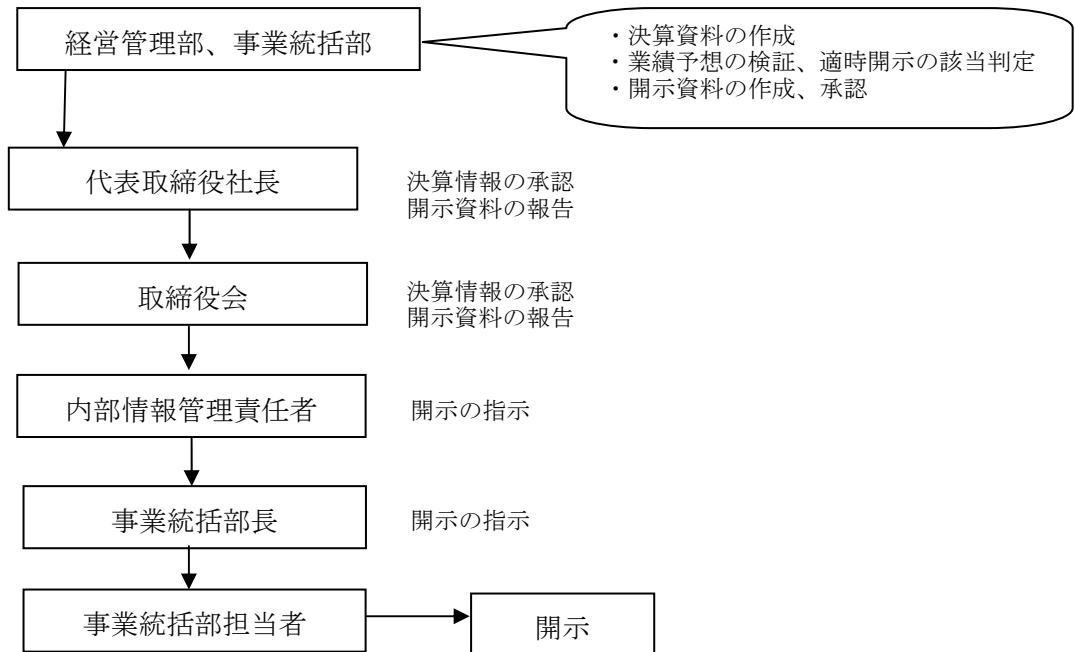


(決定事実が取締役に付議されない場合、当該決定事実を代表取締役社長が承認後直ちに、上記と同様の手続きで開示を行う。監査役会の決定事項については、事業統括部が監査役会と連携をとり、監査役会が承認後直ちに、上記と同様の手続きで開示を行う。)

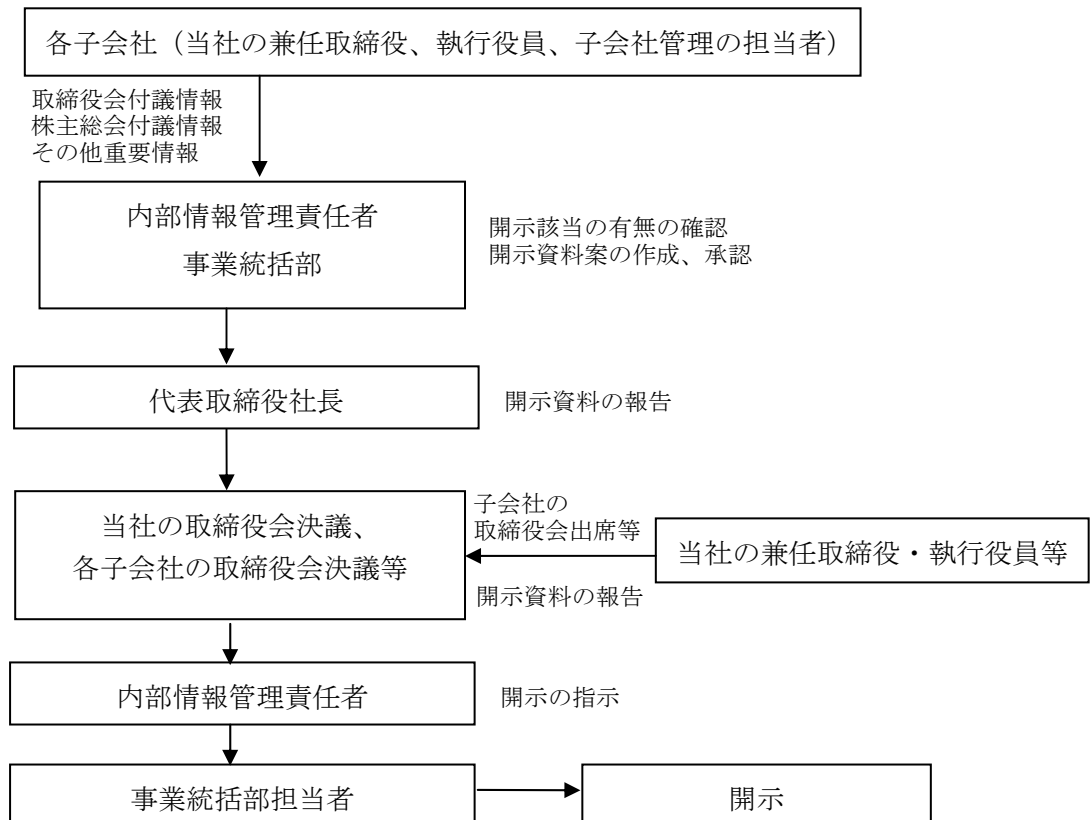
②発生事実（当社子会社を含む）



③決算情報



④子会社の決定事実



⑤その他の情報

適時開示事項の性質に応じて、①～④の開示手続きに準じて開示を行う。